

お知らせ
水道料金の基本料金を減免

物価高騰対策の一環として、水道料金の基本料金を減免します。手続きは不要です。

本市水道局と直接給水契約を結んでいる契約者（官公庁を除く）

期間 = 6月1日(月)から9月30日(水)までの検針分

経営企画課
TEL 027-898-3015

漏水調査を実施します

市内全域で漏水調査を実施。水道局の名札とベストを着用した職員が、水道本管から民地敷地内の水道メーターまでの給水管を日中と夜間（22時～3時）に調査します。



水道整備課
TEL 027-898-3034

住宅用火災警報器の出張取付

消防局では県建築工事連絡協議会と協働し、高齢者や障害者世帯を対象に住宅用火災警報器の出張取り付けを実施します。機器代（1カ所3,000円）のみの負担で、取り付けをサービスします。

65歳以上か身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳

を有する人のみの世帯、先着50世帯
申込書の配布 = 消防局予防課、各消防署・分署で。消防局ホームページからダウンロードもできます

同課
TEL 027-220-4507へ



6月1日は景観の日

良好な景観は、地域の皆で守り、次の世代へ引き継ぐ大切な財産です。6月1日は景観の日。身近な風景について考えてみましょう。

● 景観資産登録制度

建造物や樹木などは、良好な景観をつくる重要な要素。これらを後世に受け継ぐため、景観資産として登録しています。今年度の登録候補を募集します。選考基準や提出資料など詳しくは、二次元コードのホームページをご覧ください。

応募方法 = 7月31日(金)までに申請書に記入し、都市計画課へ直接

薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」

近年、大麻や覚醒剤などの薬物事犯は高止まりの状況が続き、特

に10代・20代への乱用の広がりは深刻です。6月20日(土)から7月19日(日)まで「ダメ。ゼッタイ。普及運動」を実施。薬物乱用の恐ろしさを認識し、薬物乱用防止の輪を広げましょう。

保健総務課
TEL 027-220-5782

太陽光発電設備のアンケート

太陽光発電設備の設置事業に関するアンケートを実施します。二次元コードのアンケートフォームから回答をお願いします。

開発指導課
TEL 027-898-6997



監査の結果を確認できます

本市の財務事務などの監査結果を公表しています。

市役所情報公開コーナー、各支所・市民サービスセンターなど。本市ホームページにも掲載しています

監査委員事務局
TEL 027-898-6636

木造住宅の耐震性をプロが調査

資格者が耐震診断を無料で実施。地震に弱い部分や倒壊する可能性の有無を調べます。耐震性が不足している場合は、耐震改修工事などの説明や相談に応じます。なお、建築確認時の図面がない場合は別途費用がかかる場合があります。

次の全てを満たす市内の木造住宅。①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅か、住宅部分の面積が2分の1以上の併用住宅②平屋か2階建て③在来軸組工法で建築④自己居住用⑤過去に市が実施した耐震診断を受けていない
確認申請書などの図面
6月10日(水)～26日(金)に市役所建築指導課へ直接



塀やフェンス設置前に確認を

ブロック塀やフェンスを設置する前に、敷地と接する道が2項道路に該当するか確認してください。

2項道路とは幅員4m未満の市が指定した道路のこと。敷地部分に後退義務が生じ、後退部分には建築物や門、塀などを設置できません。後退部分の土地を市に寄付することを条件に、市が後退道路を整備をします。

建築指導課
TEL 027-898-6754

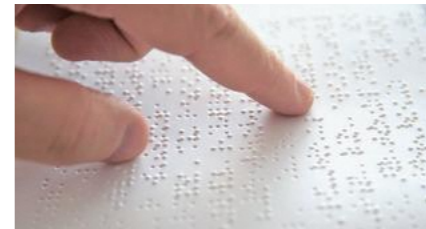
障害者や家族の相談に応じます

障害者相談員は、障害者やその家族からの相談を受け、関係機関との連絡調整をします。相談員の連絡先などは問い合わせてください。

相談時間 = 9時～17時（土・日・祝日を除く。不在の場合あり）
相談種別 = 身体・知的・難病など
障害福祉課
TEL 027-220-5714
TEL 027-223-8856

点字化した公文書を送ります

身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者に、事前登録で市



からの通知の概要を点字化したり、点字付きの封筒で送付したりしています。希望する場合は問い合わせてください。

障害福祉課
TEL 027-220-5711
TEL 027-223-8856

総合福祉会館の抽選予約受付

10月から12月までのK'BIXまえばし福祉会館と第四コミュニティセンターの施設利用を受け付けます。利用者は抽選で決定。申し込み方法など詳しくは同館ホームページをご覧ください。

同館
TEL 027-237-0101



群馬テレビdボタンで市政情報をチェック

群馬テレビのデータ放送で、市政情報や防災情報、イベント情報を配信しています。

利用方法 = ①群馬テレビ（3チャンネル）にチャンネルを合わせる②リモコンの「d」ボタンを押す③「前橋市からのお知らせ」を選択し、リモコンの「決定」ボタンを押す④見たい情報を選択する

※データ放送の地域設定が未設定の場合は、データ放送の画面から「市町村情報」→「前橋市」を選択・決定すると視聴できます。

広報ブランド戦略課 TEL 027-898-6642



木造住宅の耐震改修費・除却費や耐震シェルターの設置に補助

木造住宅の耐震改修費と除却費や耐震シェルターなどの設置費を補助します。希望者は事前に協議してください。予算に達し次第、受け付けを終了します。

次の全ての条件を満たす木造住宅、先着4戸。
①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅か、住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅
②平屋か2階建て③在来軸組工法で建築④自己居住用⑤耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満⑥市内在住で市税に滞納がない
補助額 = 〈耐震改修〉耐震改修費の5分の4以内（上限115万円）〈除却〉次のいずれかの低い額の100分の23以内（上限97万8,000円）
A住宅の除却工事費
B耐震改修費相当額〈耐震シェルターなどの設置〉

耐震シェルターなどの設置に要する費用の3分の2以内（上限30万円）

〈耐震改修〉6月10日(水)～10月9日(金)〈除却・耐震シェルターなどの設置〉6月10日(水)～11月6日(金)に市役所建築指導課へ直接

